**アパートやマンション、宅地開発地内の住宅の水道に関する**

**メーター検針と水道料金について**

**１　アパートやマンションなどの集合住宅のお取り扱い**

志摩市における集合住宅のお取り扱いには、「**戸数扱い**」と「**各戸検針**」という2つの制度があります。宅地開発内の住宅のお取り扱いは、【２　宅地開発地での各戸検針】に記載しています。

**1-1戸数扱い**

建物全体に対して水道メーター（親メーター）を1つ設置し、そのメーターにより建物全体のご使用水量を検針し、集合住宅管理者等に料金をご請求する方式です。料金については、建物全体のご使用水量を各戸で均等に水道をご使用になったものとみなして計算を行う方法もあります。（集合住宅の水道料金の軽減に関する規程）

**1-2各戸検針**

市が集合住宅内の各戸に設置された水道メーター（子メーター）を検針し、各戸へ料金をご請求する方式です。（志摩市水道事業集合住宅等における各戸検針及び各戸徴収に関する取扱要綱）

各戸に設置する子メーターには、「直読式水道メーター」と「遠隔指示式水道メーター」の二種類があります。

【集合住宅とは】

・原則、２階以上の建物で、建築確認済証（写し）の主要用途が共同住宅、長屋、寮、寄宿舎のいずれかであること。それ以外は、現地を調査し集合住宅かどうかを判定します。

〇店舗等の営業専用の建物でないこと。

〇各居室間が固定的な壁で明確に区別さ、独立していること。

〇入居者に定住性があること。（会社の短期出張など、マンスリーマン

ション等の短期滞在型を主な利用対象としていないこと）

**１-１　戸数扱い**

集合住宅に対して、市の親メーターを一つ設置させていただき、そのメーターにより集合住宅全体でのご使用水量を検針し、集合住宅管理者等に水道料金をご請求させていただきます。

　また、集合住宅の水道料金の軽減に関する規定に基づき、集合住宅内の戸数分の加入分担金口径13mm相当額（110,000円・税込み）を納付又は分割納付を開始した場合、集合住宅全体の使用水量を戸数で均等にご使用になったものと計算を行い、住宅の所有者又は管理者等に水道料金をご請求させていただきます。

　　例

戸数10戸の集合住宅が全体で１か月に150㎥の使用があった場合

（親メーターは25mmとします）。

通常の料金の計算方法ですと**41,723**円（メーター使用料、税込）ですが、

軽減後は、150㎥÷10戸＝15㎥

15㎥の水道料金は3,102円（メーター無し、税込）となり、

3,102円×10戸＋231円（メーター使用料、税込）＝**31,251**円となります。

**１-２　各戸検針**

給水契約とは別に、志摩市水道事業集合住宅等における各戸検針及び各戸徴収に関する取扱要綱に基づき、各戸検針および各戸徴収に関する契約を結んでいただくことにより、市が各戸の子メーターを検針し、各入居者の方へ直接料金をご請求する制度です。契約には、集合住宅内の戸数分の加入分担金13mm相当額（110,000円・税込み）を全額ご納付いただき、入居者全員の水道使用の届け出（給水の申込み）等の手続きが必要となります。（すでに納めていただいています親メーターの加入分担金相当額は上記の算出額から控除いたします）

また、各戸検針には、子メーターの種類により「直読式水道メーター」と「遠隔指示式水道メーター」の２つの方式があります。このお取扱いをするためには、止水栓やメーターボックス等、技術上及び構造上の基準やその他の条件を満たしていただく必要があります。（基準、条件は方式により異なり、費用は集合住宅所有者さまや管理者さまのご負担となります。）

集合住宅が「直読式水道メーター」の場合

・市が各戸に子メーターを設置し、そのメーターを検針します。検定期限満了による子メーター交換も市が行います。

　　・「水道ご使用量のお知らせ」（検針票）は、各戸の郵便受けに入れさせて

　　　いただきます。

「直読式水道メーター」のポイント

・子メーターの検針や満期取替等の際に、当局職員や委託業者が建物内に立ち入らせていただきますので、オートロックの扉が設置してある場合は、その解除方法を教えていただくことが適用条件のひとつとなっています。

・各戸に市が子メーターを設置しますので、検定満期等による子メーターの取替えは市または市の委託業者が行います。

・業務開始時に、子メーターの設置手数料（開栓手数料相当額2,200円・税込み）が必要となります。

　　・各戸のお客様には、水道使用料金に合わせ、子メーター口径に応じた、市が条例で定めるメーター使用料をお支払いいただきます。

「遠隔指示式水道メーター」

・集合住宅所有者さまにて、遠隔指示式メーターを設置、管理していただき

ます。

・各戸メーターの検針は市が集中検針盤にて行います。

「遠隔指示式メーター」のポイント

・集中検針盤の設置及び管理、検定満期等による各戸のメーター取り換え等にかかる費用は、集合住宅所有者さまのご負担となります。

・通常、水道メーターの検針は集中検針盤で行いますが、各戸メーターの指示値確認等のために、当局職員や委託業者が建物内へ立ち入らせていただく場合がございますので、オートロックの解除方法を教えていただく必要があります。

**２　宅地開発地での各戸検針**

宅地開発地の入り口付近に、市の水道メーター（親メーター）を設置し宅地開発地の区域を一括給水契約として水道を使用している住宅等に対して、【１－２　各戸検針】同様に、志摩市水道事業集合住宅等における各戸検針及び各戸徴収に関する取扱要綱に基づき、各戸検針および各戸徴収に関する契約を結んでいただくことにより、市が住宅等の子メーターを検針し、各住居の使用者の方へ直接料金をご請求することができます。契約には、開発地内の住宅数分の13mmの加入分担金相当額（110,000円・税込み）を全額ご納付いただき、住居者全員の水道使用の届け出（給水の申込み）等の手続きが必要となります。

子メーターについては、【１－２　各戸検針】と同様になります。

**３　申込みの流れ**（子メーターが直読式水道メーターの場合）

　　事前相談

各戸検針の説明とお取り扱いが可能かどうか打ち合わせを行います。

市職員が集合住宅等を確認し、各戸検針のお取り扱いが可能かどうかを確認します。改修が必要な際はご相談いたします。

　　現地確認

申込書（様式第４号）等に合わせ、必要な添付書類を提出していただきます。

　 申込み

申込書等を審査し、必要により再度現地確認いたします。改修が必要な際は、ご指示いたします。なお、市の指示する改修等を行っていただけない場合は、各戸検針が出来ません。

審査

契約書（様式第6号）に記名、押印し提出していただきます。その他必要な書類も提出していただきます。

　契約書の提出

集合住宅等の戸数分の13mm加入分担金相当額（110,000円・税込み）及び子メーターの設置手数料（2,200円・税込み）を納入していただきます。同時に各戸検針等を行う入居者又は居住者から給水条例施行規程第18条第1項に定める所有者変更他届出書（様式第9号）及び口座振替依頼書を提出していただきます

　分担金等の納付

契約書に市長印を押印し、一部、お客様にお返しします。各戸等の子メーター設置日を調整いたします。

　契約書の締結

子メーター設置

集合住宅等の各戸に市の子メーターを設置します。

　各戸検針開始

検針を開始します。

**問い合わせ先**

**518-0592　三重県志摩市阿児町鵜方3098番地22**

**志摩市上下水道部　水道総務課**

**TEL　0599-44-0220**

**Fax　0599-44-5261**

**e-mail suidosomu@city.shima.lg.jp**